

## さいたま市議会議員定数に関する調査会公開要領（案）

## （趣旨）

第1条 この要領は、さいたま市議会議員定数に関する調査会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第6条の規定によるさいたま市議会議員定数に関する調査会（以下「調査会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

## （会議の公開）

第2条 調査会の会議は、傍聴を希望する者に傍聴を認め、さいたま市議会図書室において調査会の会議で行った調査審議に関する資料（以下「会議関係資料」という。）を閲覧に供し、及びさいたま市議会のホームページへ会議関係資料を掲載することにより公開する。

## （会議開催の周知）

第3条 調査会の会議を開催しようとするときは、あらかじめさいたま市議会のホームページにその旨を掲載する方法により周知する。

## （傍聴席の区分）

第4条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

## （傍聴の手續）

第5条 会議を傍聴しようとする者（次項に規定する報道関係者を除く。）は、傍聴受付簿（様式第1号）に住所及び氏名を記入し、傍聴券（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 取材等のために調査会の会議を傍聴しようとする報道関係者は、傍聴受付簿に所属する報道機関等の名称及び事務所の所在地を記入しなければならない。

3 第1項に規定する傍聴券の受付は、会議の当日、所定の場所において受け付ける。

4 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、係員から求められたときは、傍聴券を提示しなければならない。

5 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

## （傍聴人の定員）

第6条 傍聴人の定員は、5人とする。ただし、調査会が特に認めたときは、当該定員を超えて傍聴をさせることができる。

## （会議関係資料の提供）

第7条 会議関係資料（さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）第7条に規定する不開示情報に該当する部分を除く。以下同じ。）は、当該会議の都度傍聴人に提供するものとする。ただし、資料が貴重、高額又は大量である等提供することに著しい事務上の支障があると会長が認めるときは、この限りでない。

（傍聴することができない者）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、調査会の会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第9条 傍聴人は、調査会の会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第10条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長は、これを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

2 傍聴人は、設置要綱第6条ただし書の規定により調査会の会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(会議結果)

第13条 調査会の会議が開催されたときは、速やかに、開催した会議の概要及び結果を、さいたま市議会のホームページで公表するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、調査会の公開に関し必要な事項は、会長が調査会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和4年 月 日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

さいたま市議会議員定数に関する調査会 傍聴受付簿

| 受付番号 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 |
|------|---------|--------|
|      |         |        |

様式第2号（第5条関係）

（表）

交付番号

年 月 日開催分  
（交付当日のみ有効）

さいたま市議会議員定数に関する調査会

傍 聴 券

※ 裏面の注意事項をよくお読みください。

（裏）

傍聴される方へ（注意事項）

- 1 傍聴席では、次の事項を守ってください。
  - (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
  - (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
  - (4) 帽子、外とう、襟巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りではありません。
  - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
  - (7) 許可なく写真、映画等を撮影し、又は録音等をしないこと。
  - (8) その他会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。
- 2 傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
- 3 この傍聴券は当日限り有効であるため、退場するときは係員に返還してください。